

令和4年

松前町議会

第1回臨時会会議録

令和4年 1月31日 開会

令和4年 1月31日 閉会

松前町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 伊 藤 幸 司

# 目 次

○提出案件及び議決結果一覧表 .....	1 頁
----------------------	-----

## 令和 4 年 1 月 3 1 日(月曜日) 第 1 号

○議事日程 .....	2 頁
○会議に付した事件 .....	2 頁
○出席議員 .....	2 頁
○欠席議員 .....	2 頁
○出席説明員 .....	2 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員 .....	2 頁
○議長あいさつ .....	3 頁
○開会宣告・開議宣告 .....	3 頁
○諸般の報告・議事日程 .....	3 頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名 .....	3 頁
○日程第 2 議会運営委員会報告 .....	3 頁
○日程第 3 会期の決定 .....	3 頁
○日程第 4 報告第 1 号 専決処分報告について(提案説明・質疑・討論・採決) .....	4 頁
○日程第 5 議案第 1 号 令和 3 年度松前町一般会計補正予算(第 1 0 回)(提案 説明・質疑・討論・採決) .....	9 頁
○閉会宣告 .....	1 8 頁

## 提出案件及び議決結果一覧表

### 1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
1	令和3年度松前町一般会計補正予算(第10回)	4. 1. 31	原案可決
報告1	専決処分報告について	同上	承認

令和4年 1月31日（月曜日）第1号

令和4年  
松前町議会第1回臨時会  
令和4年 1月31日(月曜日) 第1号

---

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 議会運営委員会報告
  - 日程第3 会期の決定
  - 日程第4 報告第1号 専決処分報告について
  - 日程第5 議案第1号 令和3年度松前町一般会計補正予算(第10回)
- 

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 議会運営委員会報告
  - 日程第3 会期の決定
  - 日程第4 報告第1号 専決処分報告について
  - 日程第5 議案第1号 令和3年度松前町一般会計補正予算(第10回)
- 

◎出席議員(11名)

議長	12番	伊藤幸司君	副議長	11番	堺繁光君
	1番	疋田清美君		2番	飯田幸仁君
	3番	沼山雄平君		4番	宮本理恵子君
	5番	福原英夫君		6番	近江武君
	7番	工藤松子君		8番	西川敏郎君
	9番	梶谷康介君			

---

◎欠席議員(1名)

10番 斉藤勝君

---

◎出席説明員

町長	石山英雄君	副町長	若佐智弘君
総務課長	尾坂一範君	政策財政課長	佐藤隆信君
保健福祉課長	堀川昭彦君	水産課長	渡辺孝行君
商工観光課長	田中建一君	建設水道課長	横山義和君
会計管理者	三浦忠男君	教育長	宮島武司君
文化社会教育課長	高橋光二君	監査委員	藤崎秀人君
監査委員事務局長	鍋島孝明君		

---

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	鍋島孝明君	議会事務局次長	佐藤巧君
議会事務局主任	三上大輔君		

---

◎議長あいさつ

---

○議長(伊藤幸司君) おはようございます。

一言、ご挨拶申し上げます。

本日、令和4年松前町議会第1回臨時会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼申し上げます。

---

◎開会宣告・開議宣告

---

○議長(伊藤幸司君) ただ今から令和4年松前町議会第1回臨時会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

---

◎諸般の報告・議事日程

---

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番近江武君、7番工藤松子君、以上2名を指名致します。

---

◎議会運営委員会報告

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、沼山雄平君。

○議会運営委員会委員長(沼山雄平君) 先程開催された議会運営委員会において、本臨時会の会期は本日1日限りと致しまして、議事日程につきましては、お手元に配布のとおり進めることに決定致しました。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

---

◎会期の決定

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日限りと致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

---

◎報告第1号 専決処分報告について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、報告第1号、専決処分について、令和3年度松前町一般会計補正予算(第9回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤隆信君) おはようございます。

それでは、タブレットの第1回臨時会議案の報告第1号、専決処分報告をお開き願います。

それでは、ただ今議題となりました報告第1号、専決処分報告について、その内容をご説明させていただきます。

当該専決処分は、緊急執行を要した令和3年度松前町一般会計補正予算(第9回)を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分書のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により、報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

これは、令和3年11月29日付けで専決処分した子育て世帯への臨時特別給付金の先行給付金5万円に続く追加給付分の5万円を、国の補正予算第1号が令和3年12月20日に成立したことを受けて、松前町としても現金給付を決めたことにより、早急に支給するための経費にかかる分と、令和4年1月1日から受付を開始したマイナポイント付与にかかるマイナンバーカード申請手続きの円滑を図るための申請をスマートフォンの借上経費と、12月13日に大量のイワシの漂着が確認された館浜地区のイワシ除去経費について、急遽の補正予算が必要なことから、令和3年12月20日付をもって、別紙補正予算書の専決処分をさせていただいたところでございます。

それでは、専決処分の内容を説明致します。タブレット上の3ページ、専決処分書をご覧ください。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり、令和3年12月20日に専決処分をしたものでございます。令和3年度松前町一般会計補正予算(第9回)、令和3年度松前町の一般会計補正予算(第9回)は、次に定めるところによるものでございます。第1条歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千807万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億3千764万3千円とするものでございます。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、歳入歳出の詳細を事項別明細により説明させていただきます。まずは、歳出からです。専決処分書の8ページですが、タブレット上の10ページをご覧ください。

3. 歳出です。2款1項1目13節スマートフォン借上料で、13万9千円の追加計上です。これは、令和4年1月1日からマイナンバーカード新規取得者へのマイナポイント付与が始まることから、今後のマイナンバーカードとマイナポイントの申請を円滑に手助けできるよう、スマートフォン3台を借り上げようとするものです。この歳出財源は、全て国の補助金で賄われる予定であります。

次のページです、9ページです。3款2項1目児童福祉総務費で、3千243万2千円の追加計上です。10節から12節まで、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費分として、43万2千円の計上です。続いて18節子育て世帯への臨時特別給付金として、3千200万円の計上です。これは、第7回補正予算で子育て世帯への臨時特別給付金の先行給付金として、対象児童1人につき5万円の520人分で2千600万円を予算措置い



ただきました。昨年12月20日に国の補正予算第1号が成立し、松前町としても給付金10万円の全額を現金給付することとしたことで、再調査したところ、予備分と合わせ580人分の5千800万円が必要であり、その不足分の3千200万円を計上したものであり、事務費につきましても本給付に必要な経費の不足分を計上したものであります。なお、先行給付金は、12月27日に240人分の5万円、1千200万円を給付し、更に同対象者へ翌年1月14日に同額の1千200万円を追加給付しております。また、高校生や公務員世帯等の申請による対象者等については、申請のあった対象児童189人分について、1月28日に一括10万円分、1千890万円を給付しており、合計で429人分、4千290万円の支給が完了しております。この歳出財源は、全て国の補助金で賄われる予定であります。また、参考資料として、28ページ、タブレット上の30ページですが、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の概要（追加給付金）を添付しておりますので、ご参照をお願い致します。

それでは次のページ、10ページです。6款3項1目12節海岸漂着物等処理委託料で、500万円の追加計上です。これは、12月上旬に大量のイワシ群の来遊が確認され、12月13日には低気圧による波浪警報が発令され、大荒れとなった浜辺に大量のイワシが漂着し、腐敗して異臭が漂う状況が確認され、主に館浜地区に集中したものであります。すぐにでも除去作業を実施しようとしたのですが、まだ海中にも大量のイワシの死骸が確認され、更なる浜辺への打ち上げが予想されたことと、処分業者がことごとく受け入れ困難とされた中で、予算措置が急がれ、見積もり困難の中、複数回の処理も想定し、概算経費で500万円を予定したところであり、その後、処理業者、処分業者もみつき、12月25日に風雪の厳しい折、漂着が集中した館浜地区海岸200メートルにわたり、町職員も加わり、イワシ除去作業を実施し、大きなフレコンバック49袋分、処理数量実績で24.29トン回収しました。また、この経費には後日、道補助金が認められ、対象経費の80%の補助金が交付される見込みであり、3月補正で計上予定でございます。

次のページ、11ページです。13款1項1目3節時間外勤務手当で40万円、会計年度任用職員時間外勤務手当で10万円の追加計上です。これは、子育て世帯への臨時特別給付金の給付事務費分でありまして、財源は全額国からの補助金で賄うものであり、本補正では一般財源で見えておりますが、先の第7回補正で道給付金の事務費補助金として、国庫補助金50万円を職員給与費に財源充当済みであることから、今回で財源を合わせるために一般財源で計上しております。なお、附表として、12ページから27ページにかけて給与費明細書を添付しておりますので、ご参照を願います。

以上が歳出です。次に歳入です。6ページをご覧ください。タブレット上は8ページです。

2. 歳入です。10款1項1目1節地方交付税で、550万円の追加計上です。これは、歳出に対応する財源調整によるものです。

次のページ、7ページです。14款2項1目1節マイナポイント事業費補助金で、13万9千円の追加計上です。これは、歳出で計上しておりますスマートフォン借上料に対する国庫補助金の計上です。次に、2目2節子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金で3千200万円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金で43万2千円の追加計上です。これは、歳出で計上している子育て世帯への臨時特別給付金と、その事務費に対する国庫補助金の計上です。

以上が歳入です。2ページをご覧ください。タブレット上の4ページです。第1表歳入歳出予算補正で歳入です。歳入合計が補正前の額54億9千957万2千円に、補正額3

千807万1千円を追加し、補正後の額を55億3千764万3千円にするものでございます。

次のページ、3ページです。歳出です。歳出合計につきましても歳入同様補正前の額に補正額3千807万1千円を追加し、補正後の額を55億3千764万3千円にするものでございます。

以上が報告第1号、専決処分報告の令和3年度松前町一般会計補正予算(第9回)の説明とさせていただきます。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 1点だけ確認させていただきます。10ページの農林水産業費のイワシの被害の処理についてですが、今まで機会あるごとに説明、そして報告をいただいておりますけれども、これで完全にイワシの死骸の処理は終わったという受け止め方でよろしいんですか。まず、1点。

○議長(伊藤幸司君) 水産課長。

○水産課長(渡辺孝行君) この処理で全てイワシの処理が終わったのかという、ご質問内容だと思います。現状私達は、大体これで終わったというふうに認識はしております。ただ、他方面でもまだ漂着だとかありますので、また寄ってくるという可能性はあると思いますけれども、現状打ち上げられたイワシにつきましては、一定程度の処理は終わったというふうな認識しております。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) そのとおり受け止めておるんですけども、今までの説明だと、館浜漁港の東側から建石、弁天、その間が今回の対象だという受け止め方はしておるんですけども、実際に白神方面に行ってみますとね、岸壁にまだ脂がのってるとか、それから、海面に浮いてるとか、漁民の方は非常に心配しているんですよ。ですから、これからの岩ノリ採取ですか、そういう作業に、岩ノリに影響があるような形でね、まだ海底に残っているんでないかと、その脂が浮いてきてるんでないかという心配が、言葉として我々に伝わってきてるんですけども、そうしたものへの対応っていうのはどのようにお考えになっておりますか。現実はお調べになっておりますか、お知らせいただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 水産課長。

○水産課長(渡辺孝行君) 海底の調査ですけども、一般海域の海底の調査につきましては、我々ダイバーが入って細部まで確認はしておりません、まだできておりません。ただ、イワシの漂着が集中した館浜漁港、この底部についての調査は先日24日に終了しております。

その中で、イワシが海底にまだ沈んでいるというような状況は確認されませんでした。ただ、イワシの骨みたいなものが溜まっている部分はありますけれども、表面に脂が浮いてるとか、そういうような状況では今ないと。それで、天然海域につきましても、ある程度イワシの、そういう肉がついたまま現状沈んでいるっていう部分は、なかなかそういう想定はしておりません。それで、若干そういうイワシが漂着した時の浮いた脂が港の縁だとか、そういう部分に付着しているような現状は認識をしておりますけれども、ある程度これは、それを処理するとなるとなかなか厳しいものがありますので、その辺につきましては、時間が経過するとある程度とれていくのかなというふうに思っておりますので、そこまで今我々処理って言いますか、浜を掃除するっていうような認識ではないというところでございます。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 説明はわかります。ただね、漁民が心配してる現実に対しては、やはり自然の浄化をね、時間の経つことによってきれいになるんだよってという説明だけでは、やっぱり漁民としてはストーンとこないんでないのかなと。ですから、そういうことは、基本は基本としてね、皆さんこういうふうな状況を心配されているようですけども、実際にはこうですよってという説明はできないんですか。

例えばね、時間が経てばきれいになりますよってということだけで漁業者、納得いかないとすれば、担当者としてはこんな考え方を持っていますと。あくまでもね、被害の範囲は館浜漁港の東側から弁天、建石の辺りまでだという感覚でおさえて、そういう心配をされている区域に対してだって、できれば心配を解除してもらえようね、対応は私はあっていいんでないのかなと思いますけど、いかがですか。

○議長(伊藤幸司君) 水産課長。

○水産課長(渡辺孝行君) イワシ大量に漂着した時に、我々海岸に漂着したイワシの他、こちらの方、白神だとか松前、大沢だとか荒谷地区の実行組合長にも対しましてもある程度そういう懸念があるんで、海の中注意して見てくださってという依頼はしております。

ただ、その中では深刻なような、いくらかそういう匂いだとかはするけども、見た目は状況的には深刻な状況ではないというふうに、我々報告を受けておりますし、そのように認識はしております。

ただ、今梶谷議員言うとおおり、ある程度そういう漁業者が心配であるのであれば、そういう再度現場に行って、我々も含めまして、指導所も含めましてちょっと確認して、その状況を見ながらそういう説明が必要であれば、そういう対応をしていきたいと思っておりますけども、現状はそこまでひどくないというように我々はおさえているところでございます。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

5番福原君。

○5番(福原英夫君) 1点、子育て世帯への臨時特別給付金についてでございますけれども、専決処分をしたということであれば、既にこの事業は支給が終わったというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(堀川昭彦君) ただ今福原議員からのご質問で、事業が完了したのかどうかというお話だと思います。先ほど財政課長からもご説明がありましたけれども、今回の対象者は、一つはプッシュ型と言われてこちらから給付する方、それから申請によって給付する方という二つのパターンがございます。それで、プッシュ型につきましては、対象世帯全て1月14日をもって、全額合計10万円を給付してございます。

それから、申請につきましては、現在の数では189名の方が申請されて、その方は今月28で給付済みで、残りは申請が来しだいということになりますので、まだまだこれから申請の可能性があるというような状況でございます。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 5番福原君。

○5番(福原英夫君) そうすると、申請がまだ終わっていない方が何人かいるということですね。それで、専決処分をしたということであれば、申請を促す、申請をどうしますか、しませんか、いついつまでしますかという確認行為はしてあげたらどうかと思って、配慮って言うんでしょうかね。

やはり、私本当にもらえるのか、支給をされるのかと、これは第4回定例で一応の内容は聞いたのかな。そしてその後にはだったかな、ごめんなさい、専決処分をしたっていう意

味ももう少し十分に担当課は事務手続きをスムーズに、迅速に行うんだよと、全ての対象者に。そういう考え方が持っていただけないかなあというふうに、ずっと思っていました。担当課はどうでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(堀川昭彦君) ただ今の申請、事業のスムーズな遂行ということになると思います。まず一つは、福原議員おっしゃったように、いち早く支給するために専決させていただいて、先ほど言ったように1月の14日にまずは15歳以下の児童手当の受給者の方々に給付して、これで全部、240人分が完結すると。この支給をするためには、この専決行為して進めさせていただくことが必要だったということです。

それからもう1点、申請に係る方々、これはご存じのとおり、高校生以上の方や、それから公務員世帯等の対象者になります。町内で在住されてる、要は住民登録がある方々については、こちらでも把握できて、そのような対応させていただきましたが、いわゆる別居監護、町外に住所のある子どもを有してる方々については、こちらで把握なかなか難しいということで、公務員世帯については、各職場にそれぞれ直接確認業務等を行いながら、いち早く申請いただくようにという形で業務の方を進めている状況でございます。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 5番福原君。

○5番(福原英夫君) この説明資料思い出しました、ちょっと今日資料全部家に忘れてきたもんですから、ちょっとあっちこっち行ったりして申し訳ございません。

それで、なんで高校生と公務員とっていうふうに分けて支給を始めたのかなってというのが、まだストンと落ちてなかったんですよ、はっきり言いまして。それで、未だかつてまだ何名かの方々が支給されてないと聞くと、ちょっとやはりぼやっと、何て言うんですかね、ストンと落ちない部分があったもんですからね、そういうような形で質問しました。やはり、そこのところ国の指導だったんでしょうか、担当者の事務の流れからそういうふうに判断したのかということなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(堀川昭彦君) 今の対象者につきましては、12月の議会でもご説明させていただきましたけれども、まず年内支給をするには、それぞれ口座、対象者をきちんと把握できてなければいけないということで、当町では児童手当、15歳以下については児童手当が給付されてございますので、その方々の口座記録等も全て把握できてることから、ギリギリ補正をかけて年内の5万円支給をさせていただいたと。それ以外の高校生、それから公務員世帯については、町からの交付がされてございませんので、今言ったような情報がこちらでは持ち合わせていないために、申請が必要だというようなことの制度設計にもなっておりますので、現在の状況になつてるといふことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

報告第1号を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号は承認することに決定しました。

暫時休憩致します。

---

(休憩 午前10時26分)

(再開 午前10時27分)

---

○議長(伊藤幸司君) 再開致します。

---

◎議案第1号 令和3年度松前町一般会計補正予算(第10回)

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第5、議案第1号、令和3年度松前町一般会計補正予算(第10回)についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤隆信君) それでは、ただ今議題となりました議案第1号、令和3年度松前町一般会計補正予算(第10回)は、令和3年度国の補正予算第1号が成立したことによる住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の補正と、低気圧の強風による松前城資料館屋根の修繕及び道路除排雪等の補正予算の提案でございます。それでは、議案に基づき説明させていただきます。

令和3年度松前町の一般会計補正予算(第10回)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2千696万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億6千460万6千円とするものでございます。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、歳入歳出の詳細を事項別明細により説明させていただきます。まずは歳出からです。9ページをご覧ください。

3. 歳出です。2款1項5目18節は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る事業ですが、始めに、当該臨時交付金の限度額をご説明させていただきたいと思っておりますので、参考資料35ページをお開き願います。

35ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の各事業の充当状況の1、交付限度額の内訳ですが、既に配分を受けている既決分は、1億3千645万4千円となっており、国の補正予算等で新たに追加配分される限度額が、本補正分1億1千602万7千円で、合計すると2億5千248万1千円となります。本補正分の地方単独分限度額の合計は、1億1千602万7千円から国庫補助分の165万6千円を差し引いた1億1千437万1千円となりますが、この地方単独分限度額については、令和3年度中に実施する分と、翌年度に実施する分の調査があり、町と致しましては令和3年度執行分、1千894万円を差し引いた9千543万1千円を令和4年度執行分として、来る3月の令和4年第1回定例会において、令和4年度の当初予算の議決後、補正予算でご提案していきたいと考えてございます。

それでは、事項別明細に戻らせていただきますので、9ページをご覧ください。2款1項5目18節新型コロナウイルス感染症緊急経済対策、松前地域公共交通応援事業奨励金で、90万円の追加計上です。これは、コロナ禍において乗車人員も回復せず、更に燃料費の高騰を受けている町内バス、ハイヤー等事業者へ車両1台につき10万円の奨励金を支給するための経費の計上です。なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の各事業の充当状況につきましては、先ほども説明しましたが、参考資料の35ページから37ページに掲載しておりますので、ご参照を願います。

続いて、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策経営支援金として、合計で325万8千円の追加計上です。まずは、緊急事態措置協力支援分91万円につきましては、令和3年度は2回の緊急事態宣言を受け、その期間は延べ71日間に及び、観光施設の休館に伴い、販売機会を失った事業者を対象に支援するもので、3事業者分を予定しております。続いて家賃支援分、74万8千円につきましては、北海道の時短要請及び酒類提供停止要請を受けた飲食店であって、店舗を賃貸している飲食店を支援するもので、6事業者分を予定しております。続いて、酒類卸売業者支援分160万円につきましては、同じく北海道の要請を受けた飲食店と取り引きのある酒類卸売業者の売上減少額に対し支援するもので、2事業者を予定しております。なお、各支給要件、支給額、対象者の詳細は参考資料として、38ページから39ページにかけて、経営支援金及び宿泊施設事業継続支援金支給事業の概要を添付しておりますので、ご参照を願います。

次の10ページです。3款1項1目社会福祉総務費で、1億8千901万3千円の追加計上です。10節から12節までは住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事務に係る経費の合計で、171万3千円の計上です。続いて18節の住民税非課税世帯等への臨時特別給付金1億8千730万円は、対象世帯1世帯につき10万円を支給するものですが、予定対象世帯は国の補助金交付算出基準に基づき、1千873世帯としております。また、この給付金は3月末までの支給を目指しますが、4月以降の支給も認められていることから、支給状況を判断しながら、3月に予定される令和4年第1回定例会の補正予算での繰越明許も考えております。この歳出財源は、全額国の補助金で賄われる予定です。なお、参考資料として、40ページに住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業の概要を添付しておりますので、ご参照願います。

次のページ、11ページです。2項1目18節新型コロナウイルス感染症緊急経済対策、子育て世帯への臨時特別給付金で、400万円の追加計上です。これは、国の補助事業である子育て世帯への臨時特別給付金、対象児童1人あたり10万円の支給については、対象者に所得制限が設けられ、町内でも給付金が受けられない方がおりましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、町単独事業として実施しても良いとの見解もあり、当町としても支給することを決定し、その対象児童40人分の400万円と見込み計上するものです。

12ページです。4款1項3目予防費で、11万円の追加計上です。10節から11節の新型コロナウイルスワクチン接種事業で11万円の計上です。これは、コロナワクチンの3回目追加接種にあたり、初回接種時には8回線に対応した受付電話回線を更に3回線増やし、11回線に増強し、円滑なワクチン接種の受付業務を図るための経費の計上です。

13ページです。6款3項1目18節新型コロナウイルス感染症緊急経済対策、漁業支援総合補助金で、522万4千円の追加計上です。これは、緊急事態宣言など新型コロナウイルス感染症拡大で、魚価は低迷し、加えてスルメイカ漁の不漁などの影響を受けて販売手数料が減少し、さくら漁協は厳しい経営環境におかれている中で、現在実施している

漁業支援総合補助金は、今後も継続が必要な事業であることから、臨時交付金を活用し、さくら漁協及び受益者負担を軽減するため、町補助金の通常補助率50%を25%引き上げ75%として、昨年同様の支援を実施するものです。また、補正額522万4千円の内訳は、事業費確定による256万3千円の減額と、25%引き上げ分778万7千円の合計で、522万4千円の補正となったところでございます。なお、一部道補助金の対象となっている事業は、25%引き上げ分を臨時交付金の対象とできないため、一般財源において措置しているところでございます。

14ページです。7款1項1目18節新型コロナウイルス感染症緊急経済対策、宿泊施設事業継続支援金で、270万円の追加計上です。これは、令和3年度に2回にわたり緊急事態宣言が発出されるなど、観光客をメインとする宿泊事業者の影響は大きく、その売上減少額に対して支援するもので、2事業者を予定しております。なお、支給要件、支給額、対象者については参考資料として、38ページから39ページの経営支援金及び宿泊施設事業継続支援金支給事業の概要の39ページに掲載しておりますので、ご参照を願います。

15ページです。8款2項1目12節道路除排雪委託料で、2千万円の追加計上です。これは、12月、1月と例年になく降雪が多く、除雪及び排雪作業が増加し、1月末の残額が約150万円程度となり、例年においても今後の除雪で1千万円、更に排雪で1千万円程度の支出が見込まれることから、その経費の計上です。

16ページです。10款4項7目郷土資料館費、10節修繕料で、125万8千円の追加計上です。これは、1月12日夕方からの強風により、松前城資料館管理棟の屋根が剥離し、その復旧修繕に係る費用の計上です。なお、参考資料として、41ページに修繕料の概要100万円以上にも掲載しておりますので、ご参照願います。

17ページです。13款1項1目3節時間外勤務手当で40万円、会計年度任用職員時間外勤務手当で10万円の、合計50万円の追加計上です。これは、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業に係る事務費分の計上で、全額国の補助金で賄われる予定です。なお、附表として、18ページから33ページにかけて給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

以上が歳出です。次に歳入です。6ページをご覧ください。

2. 歳入です。10款1項1目1節地方交付税で、1千811万2千円の追加計上です。これは、歳出に対応する財源調整によるものです。

7ページです。14款2項1目1節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、2千59万6千円の追加計上です。これは、歳出で計上しております新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業に対する国庫補助金の計上です。次に、2目1節住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業費補助金で1億8千730万円、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事務費補助金で、221万3千円の追加計上です。これは、いずれも歳出で計上しております住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業に対する国庫補助金の計上です。次に、3目1節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金で、11万円の追加計上です。これは、歳出で計上しております新型コロナウイルスワクチン接種事業に対する国庫補助金の計上です。

8ページです。15款2項4目3節日本海漁業振興対策事業補助金で、136万8千円の減額計上です。これは、歳出で計上しております新型コロナウイルス感染症緊急経済対策漁業支援総合補助金の事業確定による道補助金分の減額分です。

以上が歳入です。2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正で、歳入です。歳入合計が、補正前の額55億3千764万3千円に、補正額2億2千696万3千円を追加し、補正後の額を57億6千460万6千円にするものでございます。

3ページです。歳出です。歳出合計につきましても歳入同様、補正前の額に補正額2億2千696万3千円を追加し、補正後の額を57億6千460万6千円にするものでございます。

以上で議案第1号、令和3年度松前町一般会計補正予算(第10回)の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

11番堺君。

○11番(堺繁光君) ちょっと確認なんですけども、臨時特別給付金のことにつきまして、ちょっと教えていただきたいなと思います。というのは、所帯は別でもですね、健康保険はたまたま別所帯による息子さんの健康保険に加入している、そういう方でもこの特別給付金の該当になるんでしょうか、所帯は別にしてるんですけど。

○議長(伊藤幸司君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(堀川昭彦君) ただ今堺議員さんから質問で、対象者の概念のお話だと思うんですけど、あくまでも住民税の課税されてる方に、扶養されてる方については対象から外れることとなります。一つの世帯で、例えば3人世帯で1人だけが誰かの課税の扶養家族になってた場合で、残ってる方が非課税であれば、この世帯は給付の対象ということになります。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 11番堺君。

○11番(堺繁光君) そしたら、全く所帯は別ですので、それは該当するっていうこといいんですか。

○議長(伊藤幸司君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(堀川昭彦君) 失礼しました。例えば1人世帯で、誰かの課税世帯の扶養になってる方、この場合は該当にならないということになります。

○議長(伊藤幸司君) 11番堺君。

○11番(堺繁光君) 1人で住んでるんですけど、たまたまその保険が社会保険の息子さんの方の世話になってるっていうことなんです、所帯は全く別なんですけども。その方から、この場合はどうなんでしょうかっていう相談を受けたものですから、その場合はどのように対処したらいいのかなと。

○議長(伊藤幸司君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(堀川昭彦君) 今のケースでありますと、今言われた1人世帯で、扶養されてる方が課税されてる方であれば、該当にならないというようなことで結構だと思います。

○議長(伊藤幸司君) 他に。

3番沼山君。

○3番(沼山雄平君) 子育て世帯への臨時特別給付金に関して伺います。参考資料37ページ、所得制限により国の子育て世帯への臨時特別給付金の適用対象外なった世帯、子ども1人あたりという、この考え方はですね、12月の補正予算でも質問させていただきました。国の基準から漏れた場合、町単独として全員に行き渡ることを考えているのかという質問をさせていただきました。その時の答弁では、あくまでも国の基準に従って行くと、町単独としては、その時点では考えていないというふうな旨のお答えありました。



しかし、転じてこのような方向示されたわけですが、これは私歓迎すべきことだと思っております。では、当初の考えからそういう事情でこのような考え方になって、今の事業の方向を示されたのかということ、ちょっと詳しく聞きたいと思えます。

○議長(伊藤幸司君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(堀川昭彦君) ただ今沼山議員さんから言われた、12月の議会の補正の場で同じような議論があったと思えます。これは、制度の違いということでご理解いただきたいんですけども、子育て世帯に関する給付金については、給付事業によって行ってきたところ。その中では、制度として超過世帯については国の方でその方は対象外、対象外と言いますか、国の交付金の対象にしないということで、そちらの制度では交付該当になりませんでした。

ただし、12月の下旬の方の、今度違う制度の方で新型コロナウイルスの感染症対応の地方創生臨時交付金の、こちらの方の中で今言った超過世帯については、コロナの感染症交付金の財源として対象にしてもいいですよというのが、12月に月末に示されまして、このことによって、松前町としても国から財源措置が可能である制度を活用するかどうかということで議論致しまして、いろんな諸事情踏まえまして、せつかくであれば子育て世帯の支援をしていこうということで、二つの制度を使ってこの事業を実施するというような形のものになってございます。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 3番沼山君。

○3番(沼山雄平君) ということは、町単独として、何としてもこの子育て支援していきたいという表れだというふうな認識をしております。この国の基準にならないという人は、おおむねその親御さんも自覚していると思えます。今回様々こうした案内を出すわけですが、こうした方への案内は、もう既に始まった事業と、別の案内の仕方っていうのがあるかと思うんですね。なぜ家に来たんだろうということも、中にはきつといるかもしれない。また、そういった意味ではある程度のデリカシーも必要な、案内も必要なのかなと考えてますが、どのような案内をしようとしているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長(伊藤幸司君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(堀川昭彦君) この制度のこれからの申請対象者と思われる方へのご案内ということでございます。これも先ほどの子育て支援の部分にも類似する、対象者同じなものですから、まずは二パターンございます。15歳以下の児童手当を受給されて、所得超過になってる方々。これらの方々には、私どもで全ての情報持ってますので、同じように個別に対処して、こういうような制度で対象になりますので、これも申請していただければなりませぬというような、個別発送を予定してございます。

それから、先ほどの議論もございましたが、二つ目の私どもでそういう情報を知り得ない部分、いわゆる高校生と公務員世帯の方々でございます。この方々については、同じく各職場にお話をし、また職場への周知も含めてこういう対象者がいる場合は、申請により、松前町としても交付致しますよというような状況でこれから周知していこうというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長(伊藤幸司君) 他にありませんか。

5番福原君。

○5番(福原英夫君) いくつかあります。ページ9ページ地方振興費、ページ11ページ児童福祉総務費、ページ13ページ水産振興費、ページ14ページ商工振興費、ページ15ページ道路橋りょう維持費をちょっとお聞きしたいと思えます。

この応援支援金、どうしても行動の自粛を伴って、この関係の業者さん方は相当なダメ

ージを受けておりました。それで、どういうふうな手法で1回目、2回目があって3回目ってというのは、支援してあげれるのかなあとと思ったんですけども、こういう方法論ですけども、このページ9ページのこれで十分なのかなあという気がしてたもんですから、1点目。それといつ支給するのかというのが、この2点で。

ページ11ページ、児童福祉費、これはいつ支給してくれるのかっていうのを、事務が相当、堀川課長のところが大変でないかなあと考えてます、接種であり、支援金であり。ですから、担当としてパニック状態になってるんでないかなあと考えております。なっていないって言うのであれば、それでいいです。もし、そうであれば、支給が遅れるような事態にならないように応援を、各担当課から応援するような考え方あるのか。いや、必要ないよって言うのであればそれでいいです。支給日がいつなのか、それと応援が必要になる、大変事務が繁雑で苦労なさってると思いますんでね、大丈夫かなあと。

それと、このページ13ページの水産振興費。これは組合の運営費、管理の運営費なのか、それとも事業に対する支援なのか。4項目ありますよね、このタイトルでも、これの方に出すのか。そのことが十分理解できてない、事業として使うのであれば何と何に使うのかということをお答え願います。

それと、商工振興費の宿泊の270万。宿泊業者が相当ダメージを受けたと思います。1旅館が経営を手放して新しい人が運営してる、もう1店舗は、前やって勤めていた方が止めて、まだ未だまだ十分な稼働をしていないよと。そんなことでこの方々への支援っていうのは、本当にここも十分なのかなあいつも感じておりました。それで、十分だという根拠、それとリサーチ、調査を先ほどの地方振興費もそうですけれど、十分に調査してこういう考え方でいったのか、それと今の商工費も。

それとページ15ページの道路橋りょう維持費、担当課は大変苦労してると思います。今回のような豪雪っていうのは、私も小学校時代のイメージよりないんですけどもね。それで、大変苦情だとかお願いだとか来てるんでないかなあと考えてます。それで、今後どういうふうにこの補正をして、可決されたものをどのように運用するのかなあと考えて。そのことをお聞きしたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 1点目、政策財政課課長。

暫時休憩致します。

---

(休憩 午前10時57分)

(再開 午前10時57分)

---

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤隆信君) まず、上の方の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の松前地域公共交通応援事業の奨励金の90万円の方でございますが、対象者はバス及びハイヤー等の事業者でございます。これらをどのように、十分に調査されてるかということでございますが、うちらとすれば、そもそもバスとハイヤー事業者さんには、月々の運営状況もとってございまして、どのような実態にあるかっていうのを把握してございます。そして、その中で議会の皆様のご承認もいただいて、バスの方にも補助金、そしてハイヤーの方にも補助金が出てございます。

それらで、本来赤字の分だったり、そうする分はある程度埋められてるんですけども、今回それ以外で燃料費の高騰という実態がございましたので、それらも加味して事業者に

運営費補助金の他、奨励金としてバス1台、ハイヤー1台につき10万円を支給しようと、していこうとするものであります。調査につきましては、そういう意味合いでは、十分に我々は運営状況把握しての支出を考えていたというところがございますので、よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 次に、1点目の協力支援金と4点目について、商工観光課長。

○商工観光課長(田中建一君) それでは、1点目、4点目についてお答えを致します。まず1点目、9ページの経営支援金の関係であります。これ14ページにも共通致しますけれども、今回の支援金につきましては、新型コロナの影響で売り上げが減少した事業者に対しましては、町の経済対策、また国、または北海道の支援金によって事業継続の下支えをしております。

しかし、緊急事態宣言に伴う休業、または時短営業など経営活動に制約を課された事業者。また、制約を課された事業者の取り先の中には支援が行き届いていない事業者もあることから、国及び北海道の各支援金制度に準じまして追加支援しようとするものであります。

なお、該当となる事業者につきましては、事前に聞き取り等調査を行いまして、影響の度合いを調べたうえでの対象者ということになっております。また、支給時期につきましては、予算可決後、2月中の支給完了を目指そうというふうに考えてございます。

それと、14ページの宿泊事業者の関係であります。議員おっしゃるとおり、宿泊事業者は大きなダメージを受けてございます。昨年3月に1件旅館が廃業し、また先ほどご指摘のあったように従業員が辞めて苦しい旅館もございます。こうしたところにも我々足を運んで実態等聞いてございます。

現在町内には旅館、民宿合わせて6事業者があります。こちら訪問しまして実態を調査したところ、2事業者が影響を受けているということで、対象2店舗に加えてございます。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 3点目、水産課長。

○水産課長(渡辺孝行君) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の漁業支援総合補助金でございますけれども、これにつきましては、運営費補助ではございません。年度当初組合の方から漁業支援ということで、ウニの深淺移殖ですとか、ナマコの増殖事業、アワビ養殖推進事業、コンブ養殖推進事業、資格取得研修、流通施設等整備改修事業、漁業無線機整備事業、これら50%補助、年度当初しておったわけでございますけれども、これを75%補助にしようとするものでございます。ご理解の方、よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 2点目、保健福祉課長。

○保健福祉課長(堀川昭彦君) 私の方から、11ページの子育て臨時特別給付金に関する、業務に関することだと思います。

支給時期につきましては、制度上3月末までに申請することになってございますので、これに則って実施していきたいと思っております。先ほどの議論でありましたとおり、この対象になる方々への周知を早急に、スムーズにやることが早く給付できる状況になるのかなと思っておりますので、対応していきたいと思っております。

2点目と致しまして、当課の、また当係のご心配をいただいております。ありがとうございます。体制についてでございますけれども、現行係の体制で十分対応可能だというふうに思っております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 5点目、建設水道課長。

○建設水道課長(横山義和君) 除雪費の補正についてのご質問にお答えしたいと思います。

補正金額の中身について、どう活用していくのかという問いだと思います。とりあえず、2千万ということで計上させていただいております。政策財政課長の説明の時にも除雪費用で1千万、それから排雪費用で1千万程度を予定しているということで、町内除雪したものを堆積する場所がもうほとんど限界にきておまして、排斥する場所がない状況になっております。まずはこれを排雪しながら、堆積場所を確保していくというのが、まず急務かなということを考えておりますので、まず排雪をし、その後また雪に備えて堆積場所を確保するというような対応をしてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひ致します。

○議長(伊藤幸司君) 5番福原君。

○5番(福原英夫君) 応援支援金の方の函バス、タクシーについてはわかりました。やはり車、バスにもお客さんが乗ってないっていうのは、はっきり見えてます。タクシーの稼働率が落ちてるなあってのもわかってますんでね、この点も考えて支援してあげなければならないんでないかなあと思ってました。

それで、私思うのは、松前町の基礎の部分ですよ、この人達っていうのは。福祉であり、それと色々な形を支えてくれる、アクセスの問題で支えてくれる大きな原動力。

それで、もう一つの商工の方の関係ですけれどもね、町の活気だとか活力っていうのは飲食店でありっていう、旅館でありだとか、そういうふうな人達の部分っていうの担ってるっていうの大きいわけでございます。今後とも、今は交付税等々でこの方々を支援しておりますけど、やはりまだまだ長い闘いでないかなと思いますんでね、町の中からそういう力を失わないように、町長等も配慮していただけないかなあというのが、ここの部分なんです。

それと、子育て支援。事務の方は大丈夫だっていうのを聞いて安心しました。3月末っていうことでございますけども、なるべく、やはりこういう人方っていうのを待っておりますんでね、やはり少しでも配慮できる部分は配慮してもらいたいというのが、ここの部分でございます。

それと、漁業振興費は、管理費でない、事業費補助ですよというふうなことでございますんでね、生産性が伴うようにこの事業費を活用してもらえよう、水産課も奮闘してもらいたいなど。

それと、商工の宿泊。ずっと気にしている部分です。やはり旅館の利用度、先日、ちょっと食事行ってきましたけど、サパーの方でもほとんどお客さんが見えないし、それと色々な飲食店も聞いてみますと、飲食店が去年1件お止めになりましたしね、そんなことを考えると、町の、町民の人達が元気でいて、そして自粛が解除になった時楽しめる場所がだんだん少なくなっていくんでないかなと。町民の交流の場であり、リフレッシュする場がなくなるっていうことは、相当やはり町のダメージとしては将来的には大きくなるなというふうに思いますんでね、ここのところ、担当課と業者の皆さん方とね、もう一度協議して、町として何ができるのかなということをもう一度考えていただければなど。

それと、道路橋りょう、上川の町内を例に出すと、お年寄り、65歳以上、75歳以上の方々が80%から90%でないかなと思うんですよ。それで今一番苦労しているのが、道路が狭い、排雪できない。それで、道路ザーっとかいていってあげればいいけど、路端にどっと置いていかれる。これで自分の除雪をした後の、ものすごくがっくりくるそうです、疲れてしまうんだそうですよ。それで、ある町内ではボランティアで除雪機を動かしてくれてる人もいるし、いろいろ話を聞きます。それで喧嘩沙汰になってるところもある。それで、ちょっとした配慮を考えてもらえないかな、道路、町道の道路を排雪した時、山

のように置かない、ちょっと削れるだけ削って薄くしてあげて、労力が軽減されるような配慮だとか、電話きたらどうするだとか。そういうことを担当課としてマニュアルつくってくれないかなあと、そして、対応してもらえないか。ものすごくみんな倒れてます。そんなことで、ここそういう配慮がこの経費の中でもできないかなあということ、ちょっと質問しました。答弁をお願いします。

○議長(伊藤幸司君) 1点目、商工観光課長。

○商工観光課長(田中建一君) 先ほど福原議員の方から、町の活気、町の活力を飲食店等が担っているといったことで、まだまだ長い闘いが続く中で、そういった支援策考えてほしいという話を受けました。

今現在もオミクロン株の感染急拡大によりまして、北海道にはまん延防止等重点措置が適用される。またしても飲食店の時短等が始まりました。こうした中で、大変厳しい環境におかれております。私どもと致しましては、今後のまん延防止等重点措置が解除された後の経済の状況を見ながら、適切に補正予算でまた経済対策対応していきたいというふうに考えてございます。

それと、宿泊の関係についてもお話がありました。施設の利用が落ち込んでいると、事業者と相談しながら、何か具体策という話かと思えます。

令和3年度実施致しました消費循環型クーポン券、また、消費喚起キャンペーン事業、これらは町民の方に幅広く利用いただいて、多くの事業者も利用もあったと聞いてございます。こういったものを宿泊施設等でも利用できるように、また制度を考えながら、機会ありましたら、こういった消費喚起事業なんかに取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 2点目、建設水道課長。

○建設水道課長(横山義和君) この大雪の状況であります。各町民の方からも様々な苦情が寄せられているのも事実でございます。実際、除雪を委託している業者の方々にもできる限り、その旨配慮していただきたいということは、除雪会議等の場でお願いをしているところでございます。

ただ、全てが全てと満足いくような形で除雪ができてくるかっていうと、なかなか皆様が満足する形での除雪にはなっていない場合もあるかと思えます。

ただ、これを今福原議員おっしゃったように玄関前のやつを全て拾っていくとなると、やはり2倍3倍の労力、それから金額というものがかかってくるような形になるのが現状でございます。

ですから、このような大雪の場合には、ある程度残すものを少なくするように配慮はしている形で対応しております。ですから、高齢化によりまして、皆さん雪かきの方も大分つらくなってきているという現状もわかりますが、そういう場合については、我々の方でも苦情の電話が来た場合には、こういうようなもので対応してはどうでしょうかというようなアドバイスを含めて対応させていただいております。

やはり町内会単位でやっぱりやっていただくことも、多少は必要になってくるのかなという思いもあるものですから、その辺は町内会連合会等々のご相談もさせていただきながら、どのようなあり方が一番いいのかという方法について、検討はしてまいりたいというふうに考えておりますので、理解をお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 5番福原君。

○5番(福原英夫君) 9ページから14ページは、まずは頑張ってもらいたい。町のために皆さん方でこれ以上町民に失望させない、町民が流失しないように奮闘してもらいたいと。

それと道路の関係ですけども、町内会として、私は常に町内を見て歩いています。それで今日も2軒ばかり雪なげのボランティアをしております。それで、町内として、町内会長も拝命しましたんでね、しなければならぬなあと思って走り回ってますけども、やはりこれも限界に来てるかなあと思ってました。1人で自分の家をいれて3軒から4軒歩くんですけども、やはり人間の力っていうのは限界があります。

それで、どうしてもそんな意味では行政に頼らざるを得なくなると。でも、行政も限界が来るだろうと。それで、その中でやはりお互いがどうすればどのようなところまでできるのかというふうなことで、やはり会議を開いたりね、対応策を練ったりしてほしいなというのは、担当課へのお願いでございますんで、頑張ってください。

もう一つ言いたかったの、朝もう5時前から走り回ってます、町の除雪車は。これにはびっくりしました、感動しました。やはり、5時前から動くっていうことは4時、3時半、これぐらいからもう起きて稼働してるわけでございます。そのことも十分認識してる。私もその前から起きてます。ただ、それでも町民の苦情は止まないんです、止まないんですよ。ですから、その時にはソフトに受け答えしてあげてほしいなというのが、最後のお願いでございます。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会宣告

---

○議長(伊藤幸司君) 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件は全て議了致しました。これをもって令和4年松前町議会第1回臨時会を閉会致します。

どうもご苦労様でした。

(閉会 午前11時15分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

署名議員 近 江 武

署名議員 工 藤 松 子